

えひめこどもの城芝生広場エリアリニューアル業務委託 企画提案仕様書

1 委託業務名

えひめこどもの城芝生広場エリアリニューアル業務

2 業務の目的

えひめこどもの城が「だれもが“愛顔”になれる『冒険』と『やすらぎ』のシンボルパーク」となることを目指し、利用者がトランポリン遊具を含む芝生広場エリアをより快適に利用できる空間にリニューアルする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託上限額

169,950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

業務の実施に当たっては、「第2期えひめこどもの城魅力向上戦略」の趣旨を踏まえた上で、次の条件を満たすこと。

なお、下記業務以外に追加する独自提案については、別途協議の上、決定するものとする。

(1) 概要

えひめこどもの城のトランポリン遊具（既設：ふわふわドーム）を全面更新するとともに、芝生広場エリアをリニューアルし、利用者の利便性を向上させる。

(2) 芝生広場エリア

- ・一般的な雨天時や炎天下でも安全に（3）の遊具を利用するための屋根を設置することとし、提案に規格や素材等を具体的に示すこと。
- ・通常時やイベント時の当該エリアの利用状況を勘案し、特に乳幼児や高齢者、ベビーカー使用者、障がい者の利用に配慮すること。
- ・本リニューアルに必要な電気工事や既存物の移設・撤去等を想定し、提案及び見積りに含めること。
- ・リニューアル後の環境が視覚的に理解できるよう、イメージ図等で示すこと。
- ・えひめこどもの城指定管理者と協力し、工事期間中も来園者が楽しめるイベント等を実施すること。
- ・その他、当該エリア利用者の利便性向上に資する内容を提案すること。

(3) トランポリン遊具

- ・既設のふわふわドームは原則的に撤去のうえ、新たなトランポリン遊具を設置すること。
- ・利用者は小学生以下、定員30名以上とし、安全な利用方法を提案に含めること。
- ・無料での利用を想定すること。
- ・えひめこどもの城のスタッフが日常的に行う点検業務等、必要なマニュアルを作成すること。

(4) その他

- ・本整備に必要な設計等は、本業務に含む。
- ・整備に当たっては、提案を基に、愛媛県及びえひめこどもの城指定管理者（以下、「指定管理者」という）との協議によって決定する。
- ・別途愛媛県が直接または委託して実施する広報等に係る業務について、誠実に協力すること。
- ・その他、内容や進捗状況について、愛媛県、指定管理者、関係機関等と綿密に協議を行うこと。

6 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について、愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成し、愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求める場合は、速やかに対応すること。
- (4) 愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得た場合は、この限りではない。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用权は、原則として、愛媛県に

帰属する。

(2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報保護法及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務に従事している者等が、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用したとき等は、個人情報保護法第176条又は第180条の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は愛媛県に協議することとする。

10 その他

業務の実施に当たっては愛媛県及びえひめこどもの城指定管理者と受託者が協議を重ねながら実施するものである。